

預けて安心!自筆証書遺言書保管制度

～法務局から講師を派遣します～



遺言書を書いたけど見つけてもらえるか心配だ!
自筆証書遺言書保管制度ってどんな制度なの?
遺言書の保管申請ってどうすればいいの?

遺言とは、自分が生涯をかけて築き、かつ守ってきた大切な財産を、最も有効・有意義に活用してもらうために行う遺言者の意思表示です。

なかでも、自筆証書遺言は、自書さえできれば遺言者本人のみで作成することが可能であり、手軽で自由度の高いものです。しかし、作成後、そのまま自宅で保管することが多いことから、遺言者の死亡後、相続人等に発見されなかったり、一部の相続人等により改ざんされてしまう等の問題がありました。

法務局では、自筆証書遺言のメリットを損なうことなく、問題点を解消するための新たな制度として自筆証書遺言書保管制度を創設し、令和2年7月10日から法務局及び支局において、自筆証書遺言書の保管を申請することができるようになりました。

この制度は、作成された自筆証書遺言書を法務局が保管・管理するもので、遺言者の死亡後は、相続人等の請求により「遺言書情報証明書」等が発行されます。

そこで、より多くの方に本制度をご理解いただくため、貴方で開催する「終活」等に関するセミナー等において法務局職員が本制度を利用する際の注意点や申請手続について分かりやすく説明させていただきます。

なお、講師の派遣に掛かる交通費などは一切不要です。講師の派遣をご希望される場合は、別紙申込書に必要事項をご記入いただき、郵送またはファクシミリにて送付願います。



遺言書ほかんガルー

申請書の
書き方は…。

必要な書類は…。



【問い合わせ先】
水戸地方法務局供託課
電話：029-227-9917

FAX送信票

「自筆証書遺言書保管制度」講師派遣申込書

令和 年 月 日

(申込先) 水戸地方法務局 供託課 (Fax 029-233-6833)

以下の項目に記入いただき、FAXにてお申込みください。FAX受領後、当課担当者から貴殿宛てにお電話いたします。御希望の時間等について、日程調整させていただきます。

団体名						
所在地	茨城県_____					
電話番号						
担当者						
メールアドレス						
講演等の希望日時	第1希望	年	月	日		
		時	分	～	時	分
	第2希望	年	月	日		
	時	分	～	時	分	
第3希望	年	月	日			
	時	分	～	時	分	
受講者等	_____名	対象者：	市町村民	その他()		
会場の設備状況	プロジェクター(有 · 無) パソコン(有 · 無)					
会場となる場所	茨城県_____					
質問等						

【対象者】

茨城県内の公共性のある各種団体、グループ（市民団体、地方公共団体、町内会など）で、おおむね10名以上を対象とします。

* 講演料を徴収しての開催や営利目的の講演会の場合は、原則としてお断りさせていただきます。

【実施方法】

日時は、平日の午前10時～午後4時までを開始時間とさせていただき、実施時間は、1時間程度を予定しています。

実施場所は、茨城県内とし、会場は、申込みをされる団体等で御用意願います。

* 業務の都合上、御希望に添えない場合がありますので、御了承願います。